

議案第10号～第22号

議案第24号，第25号

令和2年2月19日

令和2年2月定例議会
議案説明資料

議 案 説 明 資 料 目 次

議案第 10 号	鈴鹿市行政組織条例の一部改正について……………	1
議案第 11 号	鈴鹿市印鑑条例の一部改正について……………	2
議案第 12 号	職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について……………	4
議案第 13 号	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について……………	5
議案第 14 号	鈴鹿市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例及び鈴鹿市出頭人等の実費弁償に関する条例の一部改正について……………	6
議案第 15 号	鈴鹿市職員給与条例の一部改正について……………	7
議案第 16 号	鈴鹿市手数料条例の一部改正について……………	8
議案第 17 号	鈴鹿市立公民館条例の一部改正について……………	22
議案第 18 号	鈴鹿市小集落改良住宅管理条例の一部改正について……………	23
議案第 19 号	鈴鹿市立保育所設置条例の一部改正について……………	25
議案第 20 号	鈴鹿市国民健康保険条例の一部改正について……………	28
議案第 21 号	鈴鹿市市営住宅条例の一部改正について……………	30
議案第 22 号	企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について……………	33
議案第 24 号	市道の認定について……………	34
議案第 25 号	市道の廃止について……………	39

鈴鹿市行政組織条例改正部分新旧対照表

改 正 後	改 正 前																								
(地区市民センターの設置)	(地区市民センターの設置)																								
第4条 略	第4条 略																								
2 地区市民センターの名称，位置及び所管区域は，次の表のとおりとする。	2 地区市民センターの名称，位置及び所管区域は，次の表のとおりとする。																								
<table><tr><th>名称</th><th>位置</th><th>所管区域</th></tr><tr><td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr><tr><td>鈴鹿市 牧田地 区市民 センタ ー</td><td><u>鈴鹿市</u> <u>平田東</u> <u>町4番</u> <u>11号</u></td><td>甲斐町・弓削町・岡田町・ 平田町・算所町・算所一丁 目・算所二丁目・算所三丁 目・算所四丁目・算所五丁 目・平田一丁目・平田二丁 目・平田新町・平田中町・ 阿古曾町・大池一丁目・大 池二丁目・大池三丁目・平 田本町一丁目・平田本町二 丁目・平田東町・弓削一丁 目・弓削二丁目・岡田一丁 目・岡田二丁目・岡田三丁 目</td></tr><tr><td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr></table>	名称	位置	所管区域	略	略	略	鈴鹿市 牧田地 区市民 センタ ー	<u>鈴鹿市</u> <u>平田東</u> <u>町4番</u> <u>11号</u>	甲斐町・弓削町・岡田町・ 平田町・算所町・算所一丁 目・算所二丁目・算所三丁 目・算所四丁目・算所五丁 目・平田一丁目・平田二丁 目・平田新町・平田中町・ 阿古曾町・大池一丁目・大 池二丁目・大池三丁目・平 田本町一丁目・平田本町二 丁目・平田東町・弓削一丁 目・弓削二丁目・岡田一丁 目・岡田二丁目・岡田三丁 目	略	略	略	<table><tr><th>名称</th><th>位置</th><th>所管区域</th></tr><tr><td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr><tr><td>鈴鹿市 牧田地 区市民 センタ ー</td><td><u>鈴鹿市</u> <u>弓削二</u> <u>丁目6</u> <u>番30号</u></td><td>甲斐町・弓削町・岡田町・ 平田町・算所町・算所一丁 目・算所二丁目・算所三丁 目・算所四丁目・算所五丁 目・平田一丁目・平田二丁 目・平田新町・平田中町・ 阿古曾町・大池一丁目・大 池二丁目・大池三丁目・平 田本町一丁目・平田本町二 丁目・平田東町・弓削一丁 目・弓削二丁目・岡田一丁 目・岡田二丁目・岡田三丁 目</td></tr><tr><td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr></table>	名称	位置	所管区域	略	略	略	鈴鹿市 牧田地 区市民 センタ ー	<u>鈴鹿市</u> <u>弓削二</u> <u>丁目6</u> <u>番30号</u>	甲斐町・弓削町・岡田町・ 平田町・算所町・算所一丁 目・算所二丁目・算所三丁 目・算所四丁目・算所五丁 目・平田一丁目・平田二丁 目・平田新町・平田中町・ 阿古曾町・大池一丁目・大 池二丁目・大池三丁目・平 田本町一丁目・平田本町二 丁目・平田東町・弓削一丁 目・弓削二丁目・岡田一丁 目・岡田二丁目・岡田三丁 目	略	略	略
名称	位置	所管区域																							
略	略	略																							
鈴鹿市 牧田地 区市民 センタ ー	<u>鈴鹿市</u> <u>平田東</u> <u>町4番</u> <u>11号</u>	甲斐町・弓削町・岡田町・ 平田町・算所町・算所一丁 目・算所二丁目・算所三丁 目・算所四丁目・算所五丁 目・平田一丁目・平田二丁 目・平田新町・平田中町・ 阿古曾町・大池一丁目・大 池二丁目・大池三丁目・平 田本町一丁目・平田本町二 丁目・平田東町・弓削一丁 目・弓削二丁目・岡田一丁 目・岡田二丁目・岡田三丁 目																							
略	略	略																							
名称	位置	所管区域																							
略	略	略																							
鈴鹿市 牧田地 区市民 センタ ー	<u>鈴鹿市</u> <u>弓削二</u> <u>丁目6</u> <u>番30号</u>	甲斐町・弓削町・岡田町・ 平田町・算所町・算所一丁 目・算所二丁目・算所三丁 目・算所四丁目・算所五丁 目・平田一丁目・平田二丁 目・平田新町・平田中町・ 阿古曾町・大池一丁目・大 池二丁目・大池三丁目・平 田本町一丁目・平田本町二 丁目・平田東町・弓削一丁 目・弓削二丁目・岡田一丁 目・岡田二丁目・岡田三丁 目																							
略	略	略																							

鈴鹿市印鑑条例改正部分新旧対照表

改 正 後	改 正 前
(登録資格) 第 2 条 略 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、印鑑登録を受けることができない。 (1) 略 (2) <u>意思能力を有しない者(前号に掲げる者を除く。)</u> (登録申請の確認) 第 4 条 略 2 略 3 <u>市長は、前項の回答書が規則で定める期限内に提出されないときは、当該印鑑を登録しないものとする。</u> 4 略 (登録印鑑) 第 5 条 略 2 市長は、登録を受けようとする印鑑が次の各号のいずれかに該当するときは、<u>当該印鑑を登録しないものとする。ただし、外国人住民(法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。)</u>が住民票の備考欄に記載(法第 6 条第 3 項の規定により磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。))をもって調整する住民票にあっては、記録。以下同じ。))がされている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合については、この限りでない。 (1)～(6) 略 (印鑑登録) 第 6 条 市長は、印鑑登録の申請について審査し、 適当と認めたときは、印鑑登録原票に印影その他	(登録資格) 第 2 条 略 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、印鑑登録を受けることができない。 (1) 略 (2) <u>成年被後見人</u> (登録申請の確認) 第 4 条 略 2 略 3 <u>前項の回答書が規則で定める期限内に提出されないときは、当該申請がなかったものとみなす。</u> 4 略 (登録印鑑) 第 5 条 略 2 市長は、登録を受けようとする印鑑が次の各号のいずれかに該当するときは、<u>印鑑登録の申請を受理しないものとする。ただし、外国人住民(法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。)</u>が住民票の備考欄に記録されている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合については、この限りでない。 (1)～(6) 略 (印鑑登録) 第 6 条 市長は、印鑑登録の申請について審査し、 適当と認めたときは、印鑑登録原票に印影その他

次に掲げる事項を登録するものとする。 (1)・(2) 略 (3) 氏名(氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載がされている場合にあっては氏名及び当該旧氏, 外国人住民に係る住民票に通称の記載がされている場合にあっては氏名及び当該通称) (4)～(6) 略 2 略	次に掲げる事項を登録するものとする。 (1)・(2) 略 (3) 氏名(氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載(法第6条第3項の規定により磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。)をもって調製する住民票にあっては, 記録。以下同じ。))がされている場合にあっては氏名及び当該旧氏, 外国人住民に係る住民票に通称の記載がされている場合にあっては氏名及び当該通称) (4)～(6) 略 2 略
--	--

職員の服務の宣誓に関する条例改正部分新旧対照表

改 正 後	改 正 前
鈴鹿市職員の服務の宣誓に関する条例 (趣旨) 第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第31条の規定に<u>基づき</u>、職員の服務の宣誓に関し<u>必要な事項を定めるものとする</u>。 (職員の服務の宣誓) 第 2 条 略 2 <u>地方公務員法第22条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員の服務の宣誓については、前項の規定にかかわらず、任命権者は、別段の定めをすることができる。</u> (委任) 第 3 条 この条例に定めるものを除くほか、職員の服務の宣誓に関し必要な事項は、<u>任命権者が定め</u>ることができる。	職員の服務の宣誓に関する条例 (この条例の目的) 第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第31条の規定に<u>基き</u>、職員の服務の宣誓に関し<u>規定することを目的とする</u>。 (職員の服務の宣誓) 第 2 条 略 (権限の委任) 第 3 条 この条例に定めるものを除くほか、職員の服務の宣誓に関し必要な事項は<u>任命権者が定め</u>ることができる。

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例

改正部分新旧対照表

改正後	改正前
(補償基礎額) 第5条 この条例で「補償基礎額」とは、次の各号に定める者の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。 (1)～(4) 略 (5) <u>給料を支給される職員 法第2条第4項に規定する平均給与額の例により実施機関が市長と協議して定める額</u>	(補償基礎額) 第5条 この条例で「補償基礎額」とは、次の各号に定める者の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。 (1)～(4) 略

鈴鹿市職員給与条例改正部分新旧対照表

改 正 後			改 正 前		
別表第 3 （第 3 条関係）			別表第 3 （第 3 条関係）		
等級別基準職務表			等級別基準職務表		
区分	職務 の級	基準となる職務	区分	職務 の級	基準となる職務
行政 職	略	略	行政 職	略	略
	8 級	<u>部長の職務</u>		8 級	<u>部長の職務</u> <u>消防長の職務</u> <u>委員会等の事務局の長の職務</u>
略	略	略	略	略	略
			備考 この表において「委員会等の事務局」とは、 鈴鹿市議会事務局条例（昭和25年鈴鹿市条例第 80号）第 1 条の規定により議会に置かれる事務 局並びに地方自治法（昭和22年法律第67号）第 138条の 4 第 1 項の規定により置かれる委員会 及び委員の事務局をいう。		

鈴鹿市手数料条例改正部分新旧対照表

改 正 後				
別表第 7（第 2 条関係）				
都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）関係				
手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の金額		
		区分		1 件当たりの金額
1 都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第 1 項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	略		
		複合建築物の場合	ア 複合建築物全体の認定申請をする場合又は複合建築物の住戸の部分及び複合建築物全体の認定申請をする場合	次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額。この場合において、 1 の項中「申請戸数」とあるのは、「総戸数」と読み替えるものとする。 <u>(1) 一戸の住宅の用途に供する部分を有する場合 (ア)及び(イ)の金額を合算した額</u> <u>(ア) 1 の項の一戸建ての住宅の手数料の金額</u> <u>(イ) 住宅以外の用途に供する部分の床面積に応じた 1 の項の非住宅建築物の手数料の金額</u> <u>(2) 共同住宅等の用途に供する部分を有する建築物であって、住戸部分及び共用部分の設計一次エネルギー消費量を算定する場合 (ア)から(ウ)までの金額を合算した額</u> <u>(ア) 住戸部分の総戸数に応じた 1 の項の共同住宅等の住戸部分の手数料の金額</u> <u>(イ) 共用部分の床面積に応じた 1 の項の共同住宅等の共用部分の手数料の金額</u> <u>(ウ) 住宅以外の用途に供する部分の床面積に応じた 1 の項の非住宅建築物の手数料の金額</u> <u>(3) 共同住宅等の用途に供する部</u>

改 正 前				
別表第 7（第 2 条関係）				
都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）関係				
手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の金額		
		区分	1 件当たりの金額	
1 都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第 1 項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	略		
		複合建築物の場合	ア 複合建築物全体の認定申請をする場合又は複合建築物の住戸部分及び複合建築物全体の認定申請をする場合	<u>複合建築物の形態に応じて、次の(ア)及び(エ)に掲げる金額の合計の額又は(イ)から(エ)までに掲げる金額を合算した額。この場合において、1 の項の「申請戸数」とあるのは、「総戸数」と読み替えるものとする。</u> <u>(ア) 1 の項の一戸建ての住宅の手数料の金額</u> <u>(イ) 複合建築物の住戸部分の総戸数に応じた 1 の項の共同住宅等の住戸部分の手数料の金額</u> <u>(ウ) 複合建築物の共用部分の床面積に応じた 1 の項の共同住宅等の共用部分の手数料の金額</u> <u>(エ) 複合建築物の住戸部分及び共用部分以外の部分の床面積に応じた 1 の項の非住宅建築物の手数料の金額</u>

				<u>分を有する建築物であって、共用部分の設計一次エネルギー消費量を算定しない場合 前号(ア)及び(ウ)の金額を合算した額</u>
			イ 複合建築物の <u>住戸の部分の認定申請</u> をする場合	略
2 都市の 低炭素化 の促進に 関する法 律第55条 第1項の 規定に基 づく低炭 素建築物 新築等計 画の変更 の認定の 申請に対 する審査	低炭素建 築物新築 等計画変 更認定申 請手数料	略	ア 複合建築物全 体の認定申請を する場合又は複 合建築物の <u>住戸 の部分及び複合 建築物全体</u> の認 定申請をする場 合	<u>次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額。この場合において、2の項中「申請戸数」とあるのは、「総戸数」と読み替えるものとする。</u> <u>(1) 一戸の住宅の用途に供する部分を有する場合 (ア)及び(イ)の金額を合算した額</u> <u>(ア) 2の項の一戸建ての住宅の手数料の金額</u> <u>(イ) 住宅以外の用途に供する部分の床面積に応じた2の項の非住宅建築物の手数料の金額</u> <u>(2) 共同住宅等の用途に供する部分を有する建築物であって、住戸部分及び共用部分の設計一次エネルギー消費量を算定する場合 (ア)から(ウ)までの金額を合算した額</u> <u>(ア) 住戸部分の総戸数に応じた2の項の共同住宅等の住戸部分の手数料の金額</u> <u>(イ) 共用部分の床面積に応じた2の項の共同住宅等の共用部分の手数料の金額</u> <u>(ウ) 住宅以外の用途に供する部分の床面積に応じた2の項の非住宅建築物の手数料の金額</u>

			イ 複合建築物の <u>住戸部分の認定 申請</u> をする場合	略
2 都市の 低炭素化 の促進に 関する法 律第55条 第1項の 規定に基 づく低炭 素建築物 新築等計 画の変更 の認定の 申請に対 する審査	低炭素建 築物新築 等計画変 更認定申 請手数料	略 複合建 築物の 場合	ア 複合建築物全 体の認定申請を する場合又は複 合建築物の <u>住戸 部分及び複合建 築物全体</u> の認定 申請をする場合	複合建築物の形態に応じて、次の(ア) 及び(エ)に掲げる金額の合計の額又は (イ)から(エ)までに掲げる金額を合算 した額。この場合において、2の項の 「申請戸数」とあるのは、「総戸数」 と読み替えるものとする。 (ア) <u>2の項の一戸建ての住宅の手数 料の金額</u> (イ) <u>複合建築物の住戸部分の総戸数 に応じた2の項の共同住宅等の住戸 部分の手数料の金額</u> (ウ) <u>複合建築物の共用部分の床面積 に応じた2の項の共同住宅等の共用 部分の手数料の金額</u> (エ) <u>複合建築物の住戸部分及び共用 部分以外の部分の床面積に応じた2 の項の非住宅建築物の手数料の金額</u>

				(3) 共同住宅等の用途に供する部分を有する建築物であって、共用部分の設計一次エネルギー消費量を算定しない場合 前号(ア)及び(ウ)の金額を合算した額
			イ 複合建築物の住戸の部分の認定申請をする場合	略

備考

- 1 この表において「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。
- 2 この表において「住戸部分」とは、共同住宅等の住戸の部分进行いう。
- 3 この表において「共用部分」とは、共同住宅等の共用廊下、共用階段その他の住戸部分以外の部分をいう。
- 4 共同住宅等の建築物全体の認定申請をする場合又は共同住宅等の住戸部分及び共同住宅等の建築物全体の認定申請をする場合の手数料の金額は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額とする。この場合において、この表中「申請戸数」とあるのは、「総戸数」と読み替えるものとする。
 - (1) 住戸部分及び共用部分の設計一次エネルギー消費量を算定する場合 住戸部分の手数料の金額及び共用部分の床面積に応じた手数料の金額を合算した金額
 - (2) 共用部分の設計一次エネルギー消費量を算定しない場合 住戸部分の手数料の金額
- 5 この表において「非住宅建築物」とは、住宅以外の用途のみに供する建築物をいう。
- 6 この表において「複合建築物」とは、住戸の用途及び住宅以外の用途に供する建築物をいう。
- 7 この表において「設計一次エネルギー消費量」とは、実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量（一年間に消費するエネルギー（エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）第2条第1項に規定するエネルギーをいう。）の量を熱量に換算したものをいう。）をいう。
- 8 略

別表第8（第2条関係）

			イ 複合建築物の 住戸部分の認定 申請をする場合	略

備考

- 1 この表において「一戸建ての住宅」とは、住戸部分以外の部分を有しない一戸の住宅をいう。
- 2 この表において「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅であって、住戸部分以外の部分（共用部分を除く。）を有しないものをいう。
- 3 この表において「住戸部分」とは、人の居住の用に供する部分をいう。
- 4 この表において「共用部分」とは、共用廊下、共用階段その他の共用部分をいう。
- 5 共同住宅等の建築物全体の認定申請をする場合又は共同住宅等の住戸部分及び共同住宅等の建築物全体の認定申請をする場合の手数料の金額は、次に掲げる手数料の金額の合計額とする。この場合において、この表中「申請戸数」とあるのは、「総戸数」と読み替えるものとする。
 - (1) 共同住宅等の住戸部分の総戸数に応じた共同住宅等の住戸部分の手数料の金額
 - (2) 共同住宅等の共用部分の床面積に応じた共同住宅等の共用部分の手数料の金額
- 6 この表において「非住宅建築物」とは、住戸部分を有しない建築物をいう。
- 7 この表において「複合建築物」とは、住戸部分及び住戸部分以外の部分（共用部分を除く。）を有する建築物をいう。

8 略

別表第8（第2条関係）

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）関係

手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の金額		
		区分	1件当たりの金額	
略				
4 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	略		
		複合建築物の場合	ア 複合建築物全体の認定申請をする場合又は複合建築物の <u>住戸の部分及び複合建築物全体</u> の認定申請をする場合	次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額。この場合において、<u>4の項中「申請戸数」とあるのは、「総戸数」と読み替えるものとする。</u> <u>(1) 一戸の住宅の用途に供する部分を有する場合</u> <u>(ア)及び(イ)の金額を合算した額</u> <u>(ア) 4の項の一戸建ての住宅の手数料の金額</u> <u>(イ) 住宅以外の用途に供する部分の床面積に応じた4の項の非住宅建築物の手数料の金額</u> <u>(2) 共同住宅等の用途に供する部分を有する建築物であって、住戸部分及び共用部分の設計一次エネルギー消費量を算定する場合</u> <u>(ア)から(ウ)までの金額を合算した額</u> <u>(ア) 住戸部分の総戸数に応じた4の項の共同住宅等の住戸部分の手数料の金額</u> <u>(イ) 共用部分の床面積に応じた4の項の共同住宅等の共用部分の手数料の金額</u> <u>(ウ) 住宅以外の用途に供する部分の床面積に応じた4の項の非住宅建築物の手数料の金額</u> <u>(3) 共同住宅等の用途に供する部分を有する建築物であって、共用部分の設計一次エネルギー消費量を算定しない場合</u> <u>前号(ア)及び(ウ)の</u>

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）関係

手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の金額		
		区分	1件当たりの金額	
略				
4 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	略		
		複合建築物の場合	ア 複合建築物全体の認定申請をする場合又は複合建築物の住戸部分及び複合建築物全体の認定申請をする場合	<u>複合建築物の形態に応じて、次の(ア)及び(エ)に掲げる金額の合計の額又は(イ)から(エ)までに掲げる金額を合算した額。この場合において、4の項の「申請戸数」とあるのは、「総戸数」と読み替えるものとする。</u> <u>(ア) 4の項の一戸建ての住宅の手数料の金額</u> <u>(イ) 複合建築物の住戸部分の総戸数に応じた4の項の共同住宅等の住戸部分の手数料の金額</u> <u>(ウ) 複合建築物の共用部分の床面積に応じた4の項の共同住宅等の共用部分の手数料の金額</u> <u>(エ) 複合建築物の住戸部分及び共用部分以外の部分の床面積に応じた4の項の非住宅建築物の手数料の金額</u>

				<u>金額を合算した額</u>
			イ 複合建築物の <u>住戸の部分の認 定申請</u> をする場 合	略
5 建築物 のエネル ギー消費 性能の向 上に関す る法律第 31条第1 項の規定 に基づく 建築物エ ネルギー 消費性能 向上計画 の認定の 変更の申 請に対す る審査	建築物エ ネルギー 消費性能 向上計画 変更認定 申請手数 料	略	ア 複合建築物全 体の認定申請を する場合又は複 合建築物の <u>住戸 の部分及び複合 建築物全体</u> の認 定申請をする場 合	次に掲げる場合の区分に応じ、それぞ れ次に定める額。この場合において、 <u>5の項中「申請戸数」とあるのは、「総 戸数」と読み替えるものとする。</u> <u>(1) 一戸の住宅の用途に供する部 分を有する場合 (ア)及び(イ)の 金額を合算した額</u> <u>(ア) 5の項の一戸建ての住宅の手 数料の金額</u> <u>(イ) 住宅以外の用途に供する部 分の床面積に応じた5の項の非住 宅建築物の手数料の金額</u> <u>(2) 共同住宅等の用途に供する部 分を有する建築物であって、住戸部 分及び共用部分の設計一次エネル ギー消費量を算定する場合 (ア) から(ウ)までの金額を合算した額</u> <u>(ア) 住戸部分の総戸数に応じた5の 項の共同住宅等の住戸部分の手数料 の金額</u> <u>(イ) 共用部分の床面積に応じた5 の項の共同住宅等の共用部分の手数 料の金額</u> <u>(ウ) 住宅以外の用途に供する部分 の床面積に応じた5の項の非住宅建 築物の手数料の金額</u> <u>(3) 共同住宅等の用途に供する部 分を有する建築物であって、共用 部分の設計一次エネルギー消費量</u>

			イ 複合建築物の 住戸部分の認定 申請をする場合	略
5 建築物 のエネルギー消費 性能の向上に關する法律第 31条第1 項の規定に基づく 建築物エネルギー 消費性能向上計画 の認定の変更の申 請に対する審査	建築物エ ネルギー消費性能 向上計画 変更認定 申請手数料	略	ア 複合建築物全 体の認定申請を する場合又は複 合建築物の住戸 部分及び複合建 築物全体の認定 申請をする場合	複合建築物の形態に応じて、次の(ア) 及び(エ)に掲げる金額の合計の額又は (イ)から(エ)までに掲げる金額を合算 した額。この場合において、5の項の 「申請戸数」とあるのは、「総戸数」 と読み替えるものとする。 (ア) 5の項の一戸建ての住宅の手数 料の金額 (イ) 複合建築物の住戸部分の総戸数 に応じた5の項の共同住宅等の住戸 部分の手数料の金額 (ウ) 複合建築物の共用部分の床面積 に応じた5の項の共同住宅等の共用 部分の手数料の金額 (エ) 複合建築物の住戸部分及び共用 部分以外の部分の床面積に応じた5 の項の非住宅建築物の手数料の金額

				を算定しない場合 前号(ア)及び(ウ)の金額を合算した額
			イ 複合建築物の 住戸の部分の認定申請をする場合	略
6 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能に係る認定申請手数料	略	ア 複合建築物全体の認定申請をする場合又は複合建築物の住戸の部分及び複合建築物全体の認定申請をする場合	次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額。この場合において、 6の項中「申請戸数」とあるのは、「総戸数」と読み替えるものとする。 (1) 一戸の住宅の用途に供する部分を有する場合 (ア)及び(イ)の金額を合算した額 (ア) 6の項の一戸建ての住宅の手数料の金額 (イ) 住宅以外の用途に供する部分の床面積に応じた6の項の非住宅建築物の手数料の金額 (2) 共同住宅等の用途に供する部分を有する建築物であって、住戸部分及び共用部分の設計一次エネルギー消費量を算定する場合 (ア)から(ウ)までの金額を合算した額 (ア) 住戸部分の総戸数に応じた6の項の共同住宅等の住戸部分の手数料の金額 (イ) 共用部分の床面積に応じた6の項の共同住宅等の共用部分の手数料の金額 (ウ) 住宅以外の用途に供する部分の床面積に応じた6の項の非住宅建築物の手数料の金額 (3) 共同住宅等の用途に供する部分を有する建築物であって、共用

			イ 複合建築物の <u>住戸部分の認定 申請</u> をする場合	略
6 建築物 のエネルギー消費 性能の向上に關する法律第 36条第1 項の規定に基づく 建築物エ ネルギー消費性能 に係る認定の申請 に対する審査	建築物エ ネルギー消費性能 に係る認定申請手 数料	略 複合建 築物の 場合	ア 複合建築物全 体の認定申請を する場合又は複 合建築物の <u>住戸 部分及び複合建 築物全体</u> の認定 申請をする場合	<u>複合建築物の形態に応じて、次の(ア)及び(エ)に掲げる金額の合計の額又は(イ)から(エ)までに掲げる金額を合算した額。この場合において、6の項の「申請戸数」とあるのは、「総戸数」と読み替えるものとする。</u> <u>(ア) 6の項の一戸建ての住宅の手数料の金額</u> <u>(イ) 複合建築物の住戸部分の総戸数に応じた6の項の共同住宅等の住戸部分の手数料の金額</u> <u>(ウ) 複合建築物の共用部分の床面積に応じた6の項の共同住宅等の共用部分の手数料の金額</u> <u>(エ) 複合建築物の住戸部分及び共用部分以外の部分の床面積に応じた6の項の非住宅建築物の手数料の金額</u>

				<u>部分の設計一次エネルギー消費量を算定しない場合 前号(ア)及び(ウ)の金額を合算した額</u>
			イ 複合建築物の <u>住戸の部分の認定申請をする場合</u>	略

備考

1～5 略

6 この表において「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。

7 この表において「住戸部分」とは、共同住宅等の住戸の部分进行いう。

8 この表において「共用部分」とは、共同住宅等の共用廊下、共用階段その他の住戸部分以外の部分进行いう。

9 この表において「非住宅建築物」とは、住宅以外の用途のみに供する建築物进行いう。

10 この表において「複合建築物」とは、住宅の用途及び住宅以外の用途に供する建築物进行いう。

11 この表において「設計一次エネルギー消費量」とは、実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量（一年間に消費するエネルギー（エネルギーの使用の合理化等に関する法律第2条第1項に規定するエネルギー进行いう。）の量を熱量に換算したものをいう。）进行いう。

12・13 略

14 4の項から6の項までにおいて、共同住宅等の建築物全体の認定申請をする場合又は共同住宅等の住戸部分及び共同住宅等の建築物全体の認定申請をする場合の手数料の金額は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額とする。この場合において、この表中「申請戸数」とあるのは、「総戸数」と読み替えるものとする。

(1) 住戸部分及び共用部分の設計一次エネルギー消費量を算定する場合 住戸部分の手数料の金額及び共用部分の床面積に応じた手数料の金額を合算した金額

(2) 共用部分の設計一次エネルギー消費量を算定しない場合 住戸部分の手数料の金額

15 略

			イ 複合建築物の 住戸部分の認定 申請をする場合	略

備考

1～5 略

6 この表において「一戸建ての住宅」とは、住戸部分以外の部分を有しない一戸の住宅をいう。

7 この表において「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅であつて、住戸部分以外の部分（共用部分を除く。）を有しないものをいう。

8 この表において「住戸部分」とは、人の居住の用に供する部分をいう。

9 この表において「共用部分」とは、共用廊下、共用階段その他の共用部分をいう。

10 この表において「非住宅建築物」とは、住戸部分を有しない建築物をいう。

11 この表において「複合建築物」とは、住戸部分及び住戸部分以外の部分（共用部分を除く。）を有する建築物をいう。

12・13 略

14 4の項から6の項までにおいて、共同住宅等の建築物全体の認定申請をする場合又は共同住宅等の住戸部分及び共同住宅等の建築物全体の認定申請をする場合の手数料の金額は、次に掲げる手数料の金額の合計額とする。この場合において、この表中「申請戸数」とあるのは、「総戸数」と読み替えるものとする。

(1) 共同住宅等の住戸部分の総戸数に応じた共同住宅等の住戸部分の手数料の金額

(2) 共同住宅等の共用部分の床面積に応じた共同住宅等の共用部分の手数料の金額

15 略

鈴鹿市立公民館条例改正部分新旧対照表

改 正 後	改 正 前																
(設置) 第2条 法第21条第1項の規定により，市が設置する公民館の名称及び位置は，次のとおりとする。 <table> <tr> <th>名 称</th><th>位 置</th></tr> <tr> <td>略</td><td>略</td></tr> <tr> <td>鈴鹿市立牧田公民館</td><td><u>鈴鹿市平田東町4番11号</u></td></tr> <tr> <td>略</td><td>略</td></tr> </table>	名 称	位 置	略	略	鈴鹿市立牧田公民館	<u>鈴鹿市平田東町4番11号</u>	略	略	(設置) 第2条 法第21条第1項の規定により，市が設置する公民館の名称及び位置は，次のとおりとする。 <table> <tr> <th>名 称</th><th>位 置</th></tr> <tr> <td>略</td><td>略</td></tr> <tr> <td>鈴鹿市立牧田公民館</td><td><u>鈴鹿市弓削二丁目6番30号</u></td></tr> <tr> <td>略</td><td>略</td></tr> </table>	名 称	位 置	略	略	鈴鹿市立牧田公民館	<u>鈴鹿市弓削二丁目6番30号</u>	略	略
名 称	位 置																
略	略																
鈴鹿市立牧田公民館	<u>鈴鹿市平田東町4番11号</u>																
略	略																
名 称	位 置																
略	略																
鈴鹿市立牧田公民館	<u>鈴鹿市弓削二丁目6番30号</u>																
略	略																

鈴鹿市小集落改良住宅管理条例改正部分新旧対照表

改 正 後	改 正 前
(入居の手続) 第 6 条 改良住宅の入居を決定された者は、決定のあつた日から<u>7 日</u>以内に次の各号に掲げる手続をしなければならない。 (1) 市内に居住し、独立の生計を営む者で、市長が適当と認める<u>連帯保証人の連署する契約書</u>を提出すること。 (2) 略 2 略 3 市長は、特別の事情があると認める者に対しては、第 1 項第 1 号の規定による<u>契約書に連帯保証人の連署を必要としないこととし、又は同項第 2 号に規定する敷金の減免若しくは徴収の猶予をすることができる。</u> (敷金) 第12条 略 2 <u>入居者が賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務を履行しないときは、市は敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において、入居者は、市に対し、敷金をもつて賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行の弁済に充てることを請求することができない。</u> 3 <u>第 1 項に規定する敷金は、入居者が改良住宅を立ち退き、又は明け渡した場合には、直ちに当該入居者に還付する。ただし、賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行又は損害賠償金があるときは、これらの額を敷金から控除する。</u> <u>4 ・ 5</u> 略 (入居者の保管義務) 第17条 略	(入居の手続) 第 6 条 改良住宅の入居を決定された者は、決定のあつた日から<u>5 日</u>以内に次の各号に掲げる手続をしなければならない。 (1) 市内に居住し、独立の生計を営む者で、市長が適当と認める<u>保証人の連署する請書</u>を提出すること。 (2) 略 2 略 3 市長は、特別の事情があると認める者に対しては、第 1 項第 1 号の規定による<u>請書に保証人の連署を必要としないこととし、又は同項第 2 号に規定する敷金の減免若しくは徴収の猶予をすることができる。</u> (敷金) 第12条 略 2 <u>前項に規定する敷金は、入居者が改良住宅を立ち退き又は明渡した場合には、直ちに当該入居者に還付する。ただし、未納の家賃又は損害賠償金があるときは、これらの額を敷金から控除する。</u> <u>3 ・ 4</u> 略 (入居者の保管義務) 第17条 略

2 略	2 略
3 市長は、前項の承認を行うに当たり、入居者が改良住宅を <u>明け渡す</u> ときは、入居者の費用で原状回復又は撤去を行うことを条件とするものとする。	3 市長は、前項の承認を行うに当たり、入居者が改良住宅を <u>明渡す</u> ときは、入居者の費用で原状回復又は撤去を行うことを条件とするものとする。
(住宅の返還)	(住宅の返還)
第18条 入居者は、改良住宅を <u>明け渡そう</u> とするときは、 <u>7日前までに市長に届け出て、</u> 住宅監理員又は市長の指定する者の検査を受けなければならない。	第18条 入居者は、改良住宅を <u>明渡そう</u> とするときは、 <u>5日前までに市長に届出て</u> 住宅監理員又は市長の指定する者の検査を受けなければならない。
(住宅の明渡し請求)	(住宅の明渡し請求)
第19条 市長は、入居者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該入居者に対し、改良住宅の明渡しを請求することができる。	第19条 市長は、入居者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該入居者に対し、改良住宅の明渡しを請求することができる。
(1)・(2) 略	(1)・(2) 略
(3) 改良住宅又は共同施設を故意に <u>毀損</u> したとき。	(3) 改良住宅又は共同施設を故意に <u>き損</u> したとき。
(4)～(6) 略	(4)～(6) 略
2 略	2 略

鈴鹿市立保育所設置条例改正部分新旧対照表

改 正 後	改 正 前																																	
(設置) 第 1 条 市は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。 以下「法」という。）第35条第 3 項の規定に基づ き、保育を必要とする乳児・幼児<u>その他の児童を</u> 保育するため、<u>保育所</u>を設置する。 <u>(名称及び位置)</u> 第 2 条 <u>保育所の名称及び位置は、別表のとおりと</u> <u>する。</u>	(設置) 第 1 条 市は、児童福祉法（昭和22年法律第164号） の規定に基づき、保育を必要とする乳児・幼児を <u>日々保護者の下から通わせて</u>保育するため<u>保育</u> <u>所</u>を設置する。 <u>(名称、位置及び定員)</u> 第 2 条 <u>保育所の名称、位置及び定員は、次のとお</u> <u>りとする。</u> <table><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th><th>定員</th></tr></thead><tbody><tr><td><u>鈴鹿市立牧田保育</u> <u>所</u></td><td><u>鈴鹿市大池二丁</u> <u>目 2 番 2 号</u></td><td><u>150名</u></td></tr><tr><td><u>鈴鹿市立白子保育</u> <u>所</u></td><td><u>鈴鹿市北江島町</u> <u>5 番30号</u></td><td><u>90名</u></td></tr><tr><td><u>鈴鹿市立神戸保育</u> <u>所</u></td><td><u>鈴鹿市神戸四丁</u> <u>目 4 番40号</u></td><td><u>150名</u></td></tr><tr><td><u>鈴鹿市立玉垣保育</u> <u>所</u></td><td><u>鈴鹿市東玉垣町</u> <u>1386番地の 1</u></td><td><u>150名</u></td></tr><tr><td><u>鈴鹿市立合川保育</u> <u>所</u></td><td><u>鈴鹿市三宅町</u> <u>1749番地</u></td><td><u>80名</u></td></tr><tr><td><u>鈴鹿市立河曲保育</u> <u>所</u></td><td><u>鈴鹿市十宮町283</u> <u>番地</u></td><td><u>150名</u></td></tr><tr><td><u>鈴鹿市立算所保育</u> <u>所</u></td><td><u>鈴鹿市算所五丁</u> <u>目17番 1 号</u></td><td><u>150名</u></td></tr><tr><td><u>鈴鹿市立深伊沢保</u> <u>育所</u></td><td><u>鈴鹿市深溝町352</u> <u>番地</u></td><td><u>80名</u></td></tr><tr><td><u>鈴鹿市立西条保育</u> <u>所</u></td><td><u>鈴鹿市西条二丁</u> <u>目 5 番 1 号</u></td><td><u>140名</u></td></tr><tr><td><u>鈴鹿市立一ノ宮保</u> <u>育所</u></td><td><u>鈴鹿市一ノ宮町</u> <u>500番地の45</u></td><td><u>100名</u></td></tr></tbody></table> <u>(保育料の減免)</u>	名称	位置	定員	<u>鈴鹿市立牧田保育</u> <u>所</u>	<u>鈴鹿市大池二丁</u> <u>目 2 番 2 号</u>	<u>150名</u>	<u>鈴鹿市立白子保育</u> <u>所</u>	<u>鈴鹿市北江島町</u> <u>5 番30号</u>	<u>90名</u>	<u>鈴鹿市立神戸保育</u> <u>所</u>	<u>鈴鹿市神戸四丁</u> <u>目 4 番40号</u>	<u>150名</u>	<u>鈴鹿市立玉垣保育</u> <u>所</u>	<u>鈴鹿市東玉垣町</u> <u>1386番地の 1</u>	<u>150名</u>	<u>鈴鹿市立合川保育</u> <u>所</u>	<u>鈴鹿市三宅町</u> <u>1749番地</u>	<u>80名</u>	<u>鈴鹿市立河曲保育</u> <u>所</u>	<u>鈴鹿市十宮町283</u> <u>番地</u>	<u>150名</u>	<u>鈴鹿市立算所保育</u> <u>所</u>	<u>鈴鹿市算所五丁</u> <u>目17番 1 号</u>	<u>150名</u>	<u>鈴鹿市立深伊沢保</u> <u>育所</u>	<u>鈴鹿市深溝町352</u> <u>番地</u>	<u>80名</u>	<u>鈴鹿市立西条保育</u> <u>所</u>	<u>鈴鹿市西条二丁</u> <u>目 5 番 1 号</u>	<u>140名</u>	<u>鈴鹿市立一ノ宮保</u> <u>育所</u>	<u>鈴鹿市一ノ宮町</u> <u>500番地の45</u>	<u>100名</u>
名称	位置	定員																																
<u>鈴鹿市立牧田保育</u> <u>所</u>	<u>鈴鹿市大池二丁</u> <u>目 2 番 2 号</u>	<u>150名</u>																																
<u>鈴鹿市立白子保育</u> <u>所</u>	<u>鈴鹿市北江島町</u> <u>5 番30号</u>	<u>90名</u>																																
<u>鈴鹿市立神戸保育</u> <u>所</u>	<u>鈴鹿市神戸四丁</u> <u>目 4 番40号</u>	<u>150名</u>																																
<u>鈴鹿市立玉垣保育</u> <u>所</u>	<u>鈴鹿市東玉垣町</u> <u>1386番地の 1</u>	<u>150名</u>																																
<u>鈴鹿市立合川保育</u> <u>所</u>	<u>鈴鹿市三宅町</u> <u>1749番地</u>	<u>80名</u>																																
<u>鈴鹿市立河曲保育</u> <u>所</u>	<u>鈴鹿市十宮町283</u> <u>番地</u>	<u>150名</u>																																
<u>鈴鹿市立算所保育</u> <u>所</u>	<u>鈴鹿市算所五丁</u> <u>目17番 1 号</u>	<u>150名</u>																																
<u>鈴鹿市立深伊沢保</u> <u>育所</u>	<u>鈴鹿市深溝町352</u> <u>番地</u>	<u>80名</u>																																
<u>鈴鹿市立西条保育</u> <u>所</u>	<u>鈴鹿市西条二丁</u> <u>目 5 番 1 号</u>	<u>140名</u>																																
<u>鈴鹿市立一ノ宮保</u> <u>育所</u>	<u>鈴鹿市一ノ宮町</u> <u>500番地の45</u>	<u>100名</u>																																
<u>(一時預かり事業の実施等)</u> 第 5 条 市は、規則で定める保育所において、本市 に住所を有する幼児等（法第 6 条の 3 第 7 項に規	第 5 条 市長は、教育・保育給付認定保護者がやむ を得ない理由により保育料を負担することが困																																	

定する乳児又は幼児をいう。次項において同じ。)
について、一時預かり事業（法第6条の3第7項
の一時預かり事業をいう。次項において同じ。)
を行う。

2 市長は、一時預かり事業を利用した幼児等の保
護者から当該事業の実施に要する費用として利
用した日1日につき次の各号に掲げる区分に応
じ、当該各号に定める額を徴収する。

(1) 3歳未満の幼児等 2,000円

(2) 3歳以上の幼児等 1,500円

(病後児保育事業の実施等)

第6条 市は、規則で定める保育所において、病後
児保育事業（次の各号のいずれかに該当する児童
であって、本市に住所を有し、かつ、疾病にかか
っているもの（回復期にあるものに限る。次項に
おいて「病後児」という。）について保育を行う
事業をいう。次項において同じ。）を行う。

(1) 保育を必要とする乳児・幼児であって生後
6か月以上のもの

(2) 小学校に就学している児童であって保護
者の労働若しくは疾病その他の事由により家
庭において保育を受けることが困難なもの

2 市長は、病後児保育事業を利用した病後児の保
護者から当該事業の実施に要する費用として保
育を受けた日1日につき2,000円を徴収する。

(保育料及び利用料の減免)

第7条 市長は、特別の理由があると認めるとき
は、第4条第1項の規定により徴収する保育料又
は第5条第1項若しくは前条第1項の規定によ
り徴収する利用料を軽減し、又は免除することが
できる。

第8条 略

別表（第2条関係）

名称	位置
----	----

難であると認めるときは、当該保育料を軽減し、
又は免除することができる。

第6条 略

鈴鹿市立牧田保育所	鈴鹿市大池二丁目 2 番 <u>2 号</u>
鈴鹿市立白子保育所	鈴鹿市北江島町 5 番30 <u>号</u>
鈴鹿市立神戸保育所	鈴鹿市神戸四丁目 4 番 <u>40号</u>
鈴鹿市立玉垣保育所	鈴鹿市東玉垣町1386番 <u>地の 1</u>
鈴鹿市立合川保育所	鈴鹿市三宅町1749番地
鈴鹿市立河曲保育所	鈴鹿市十宮町283番地
鈴鹿市立算所保育所	鈴鹿市算所五丁目17番 <u>1 号</u>
鈴鹿市立深伊沢保育 所	鈴鹿市深溝町352番地
鈴鹿市立西条保育所	鈴鹿市西条八丁目19番 <u>地の 1</u>
鈴鹿市立一ノ宮保育 所	鈴鹿市一ノ宮町500番 <u>地の45</u>

鈴鹿市国民健康保険条例改正部分新旧対照表

改正後	改正前
(基礎賦課限度額) 第17条 第10条又は第13条の基礎賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第10条の基礎賦課額と第13条の基礎賦課額との合算額をいう。第34条及び第35条第1項において同じ。）は、<u>63万円</u>を超えることができない。 (介護納付金賦課限度額) 第31条 第28条の介護納付金賦課額は、<u>17万円</u>を超えることができない。 (保険料の減額) 第35条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第10条又は第13条の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>63万円</u>を超える場合には、<u>63万円</u>）とする。 (1) 略 (2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額に<u>28万5千円</u>に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち、当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを	(基礎賦課限度額) 第17条 第10条又は第13条の基礎賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第10条の基礎賦課額と第13条の基礎賦課額との合算額をいう。第34条及び第35条第1項において同じ。）は、<u>61万円</u>を超えることができない。 (介護納付金賦課限度額) 第31条 第28条の介護納付金賦課額は、<u>16万円</u>を超えることができない。 (保険料の減額) 第35条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第10条又は第13条の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>61万円</u>を超える場合には、<u>61万円</u>）とする。 (1) 略 (2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額に<u>28万円</u>に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち、当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算し

合算した額

ア・イ 略

(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額に52万円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア・イ 略

2 略

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第10条又は第13条」とあるのは「第19条又は第22条」と、「63万円」とあるのは「19万円」と読み替えるものとする。

4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第10条又は第13条」とあるのは「第28条」と、「63万円」とあるのは「17万円」と読み替えるものとする。

た額

ア・イ 略

(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額に51万円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア・イ 略

2 略

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第10条又は第13条」とあるのは「第19条又は第22条」と、「61万円」とあるのは「19万円」と読み替えるものとする。

4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第10条又は第13条」とあるのは「第28条」と、「61万円」とあるのは「16万円」と読み替えるものとする。

鈴鹿市市営住宅条例改正部分新旧対照表

改正後	改正前
(住宅入居の手続) 第10条 市営住宅の入居決定者は、決定のあった日から7日以内に、次の各号に掲げる手続をしなければならない。 (1) 市長が適当と認める連帯保証人の連署する<u>契約書</u>を提出すること。 (2) 略 2・3 略 4 市長は、特別の事情があると認める者に対しては、第1項第1号の規定による<u>契約書</u>に連帯保証人の連署を必要としないこととすることができる。 5 略 (家賃の決定) 第14条 市営住宅の毎月の家賃は、毎年度、<u>次条第4項</u>の規定により認定された収入(<u>同条第5項</u>の規定により更正された場合には、その更正後の収入。第30条において同じ。))に基づき、近傍同種の住宅の家賃(第3項の規定により定められたものをいう。以下同じ。)以下で令第2条に規定する方法により算出した額とする。ただし、<u>入居者(次条第3項の規定により収入を把握した者を除く。)</u>から収入の申告がない場合において、第36条第1項の規定による<u>報告の請求</u>を行ったにもかかわらず、<u>当該入居者</u>が、その請求に応じないときは、当該市営住宅の家賃は、近傍同種の住宅の家賃とする。 2・3 略 (収入の申告等) 第15条 略 2 略 3 <u>市長は、公営住宅法施行規則第8条各号に該当</u>	(住宅入居の手続) 第10条 市営住宅の入居決定者は、決定のあった日から7日以内に、次の各号に掲げる手続をしなければならない。 (1) 市長が適当と認める連帯保証人の連署する<u>請書</u>を提出すること。 (2) 略 2・3 略 4 市長は、特別の事情があると認める者に対しては、第1項第1号の規定による<u>請書</u>に連帯保証人の連署を必要としないこととすることができる。 5 略 (家賃の決定) 第14条 市営住宅の毎月の家賃は、毎年度、<u>次条第3項</u>の規定により認定された収入(<u>同条第4項</u>の規定により更正された場合には、その更正後の収入。第30条において同じ。))に基づき、近傍同種の住宅の家賃(第3項の規定により定められたものをいう。以下同じ。)以下で令第2条に規定する方法により算出した額とする。ただし、<u>入居者</u>から収入の申告がない場合において、第36条第1項の規定による<u>請求</u>を行ったにもかかわらず、<u>市営住宅の入居者</u>が、その請求に応じないときは、当該市営住宅の家賃は、近傍同種の住宅の家賃とする。 2・3 略 (収入の申告等) 第15条 略 2 略

する入居者が、第1項に規定する収入の申告をすること及び第36条第1項の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると認めるときは、同省令第9条に規定する方法により当該入居者の収入を把握することができる。

4 市長は、第1項の規定による収入の申告又は前項の規定による収入の把握に基づき、収入の額を認定し、当該額を入居者に通知するものとする。

5 略

(敷金)

第19条 略

2 入居者が賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務を履行しないときは、市は敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において、入居者は、市に対し、敷金をもって賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行の弁済に充ててことを請求することができない。

3 第1項に規定する敷金は、入居者が市営住宅を明け渡すとき、これを還付する。ただし、賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行又は損害賠償金があるときは、敷金のうちからこれを控除した額を還付する。

4 略

(収入超過者等に関する認定)

第30条 市長は、毎年度、第15条第4項の規定により認定した入居者の収入の額が第5条第1項第3号の金額を超え、かつ、当該入居者が、市営住宅に引き続き3年以上入居しているときは、当該入居者を収入超過者として認定し、その旨を通知する。

2 市長は、第15条第4項の規定により認定した入居者の収入の額が最近2年間引き続き令第9条に規定する金額を超え、かつ、当該入居者が市営住宅に引き続き5年以上入居しているときは、当

3 市長は、第1項の規定による収入の申告に基づき、収入の額を認定し、当該額を入居者に通知するものとする。

4 略

(敷金)

第19条 略

2 前項に規定する敷金は、入居者が市営住宅を明け渡すとき、これを還付する。ただし、未納の家賃又は損害賠償金があるときは、敷金のうちからこれを控除した額を還付する。

3 略

(収入超過者等に関する認定)

第30条 市長は、毎年度、第15条第3項の規定により認定した入居者の収入の額が第5条第1項第3号の金額を超え、かつ、当該入居者が、市営住宅に引き続き3年以上入居しているときは、当該入居者を収入超過者として認定し、その旨を通知する。

2 市長は、第15条第3項の規定により認定した入居者の収入の額が最近2年間引き続き令第9条に規定する金額を超え、かつ、当該入居者が市営住宅に引き続き5年以上入居しているときは、当

該入居者を高額所得者として認定し、その旨を通知する。

3 略

(住宅の検査等)

第41条 入居者は、市営住宅を明け渡そうとするときは、7日前までに市長に届け出て、市営住宅監理員又は市長の指定する者の検査を受けなければならない。

2 略

(住宅の明渡請求)

第42条 略

2 略

3 市長は、第1項第1号の規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対して、入居した日から請求の日までの期間については、近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払を受けた家賃の額との差額に法定利率による支払期後の利息を付した額の損害賠償金を、請求の日の翌日から当該市営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下の損害賠償金を徴収することができる。

4～6 略

(使用許可の取消し等)

第56条 市長は、前条の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該駐車場の使用許可を取り消し、又はその明渡しを請求することができる。

(1)～(3) 略

(4) 前条各号に掲げる条件を具備しなくなったとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、駐車場の管理上必要があると認めるとき。

該入居者を高額所得者として認定し、その旨を通知する。

3 略

(住宅の検査等)

第41条 入居者は、市営住宅を明け渡そうとするときは、5日前までに市長に届け出て、市営住宅監理員又は市長の指定する者の検査を受けなければならない。

2 略

(住宅の明渡請求)

第42条 略

2 略

3 市長は、第1項第1号の規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対して、入居した日から請求の日までの期間については、近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払を受けた家賃の額との差額に年5分の割合による支払期後の利息を付した額の損害賠償金を、請求の日の翌日から当該市営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下の損害賠償金を徴収することができる。

4～6 略

(使用許可の取消し等)

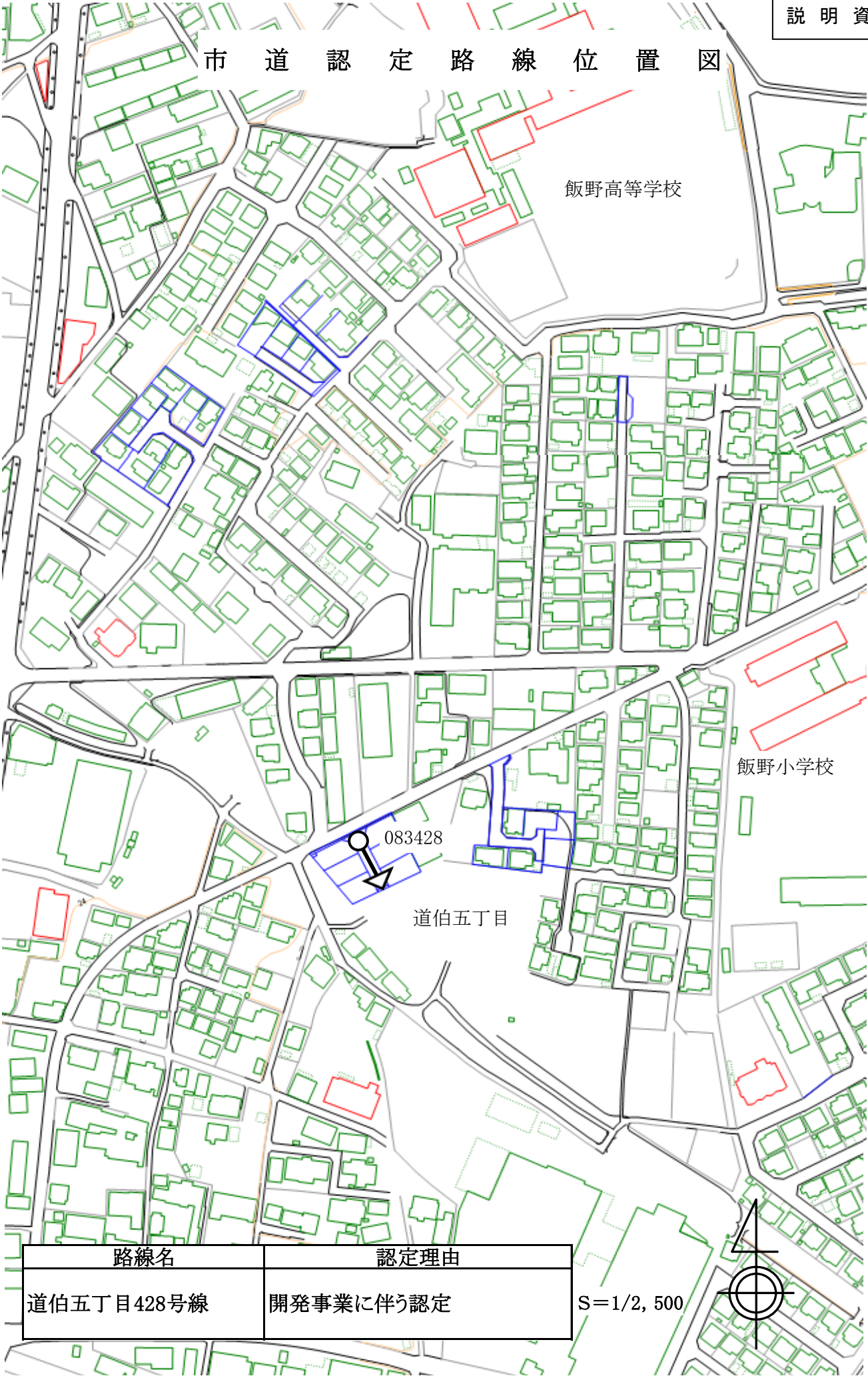
第56条 市長は、前条の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該駐車場の使用許可を取り消し、又はその明渡しを請求することができる。

(1)～(3) 略

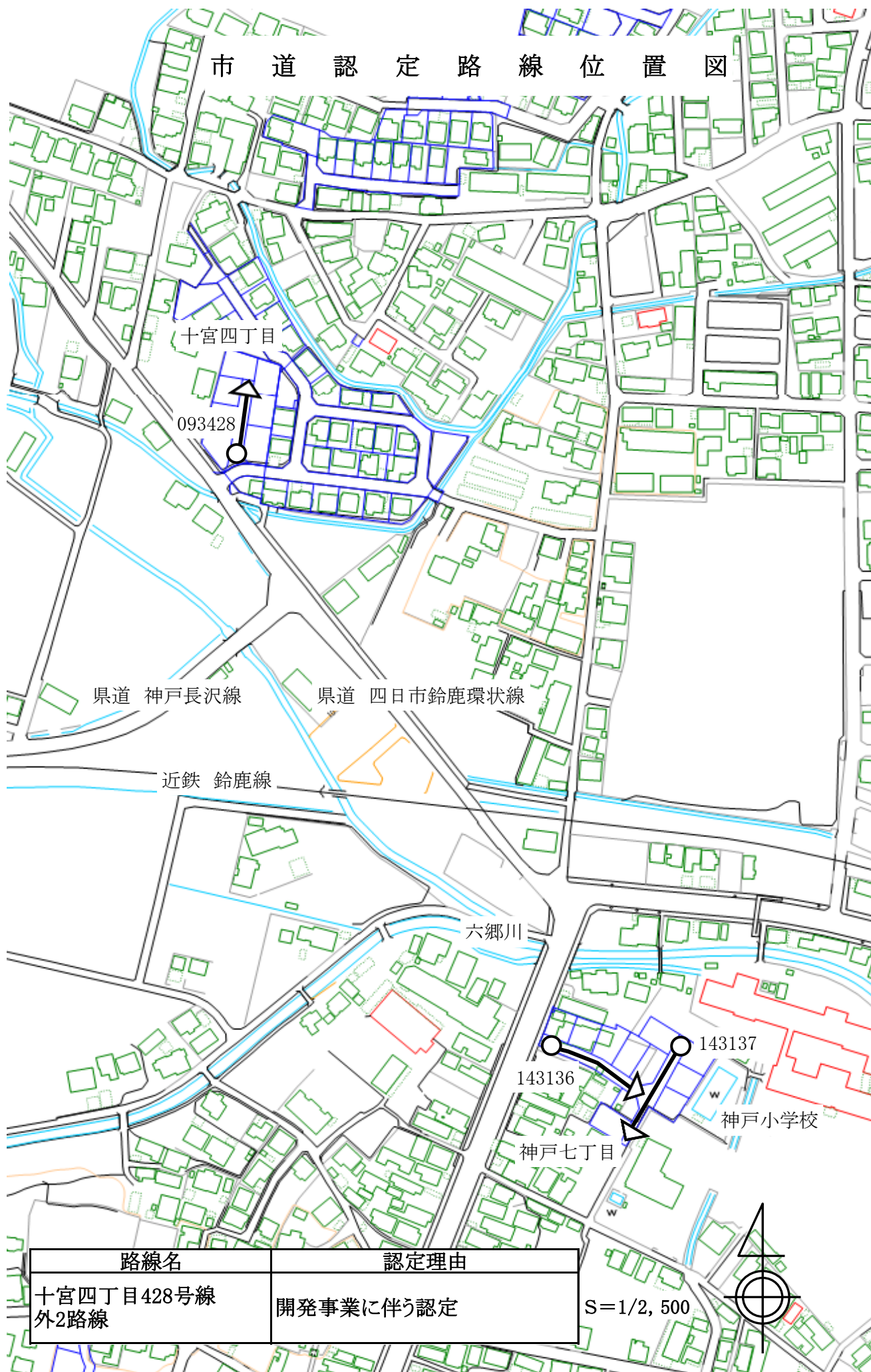
(4) 前3号に該当するほか、駐車場の管理上必要があると認めるとき。

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例改正部分新旧対照表

改正後	改正前
(住居手当) 第6条の2 住居手当は、次に掲げる職員に支給する。 (1) 自ら居住するため住宅(貸間を含む。次号において同じ。)を借り受け、月額<u>16,000円</u>を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている職員(管理者が指定する職員を除く。) (2) 第7条の2第1項又は第2項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅(管理者が指定する住宅を除く。)を借り受け、月額<u>16,000円</u>を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして管理者が定めるもの	(住居手当) 第6条の2 住居手当は、次に掲げる職員に支給する。 (1) 自ら居住するため住宅(貸間を含む。次号において同じ。)を借り受け、月額<u>12,000円</u>を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている職員(管理者が指定する職員を除く。) (2) 第7条の2第1項又は第2項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅(管理者が指定する住宅を除く。)を借り受け、月額<u>12,000円</u>を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして管理者が定めるもの

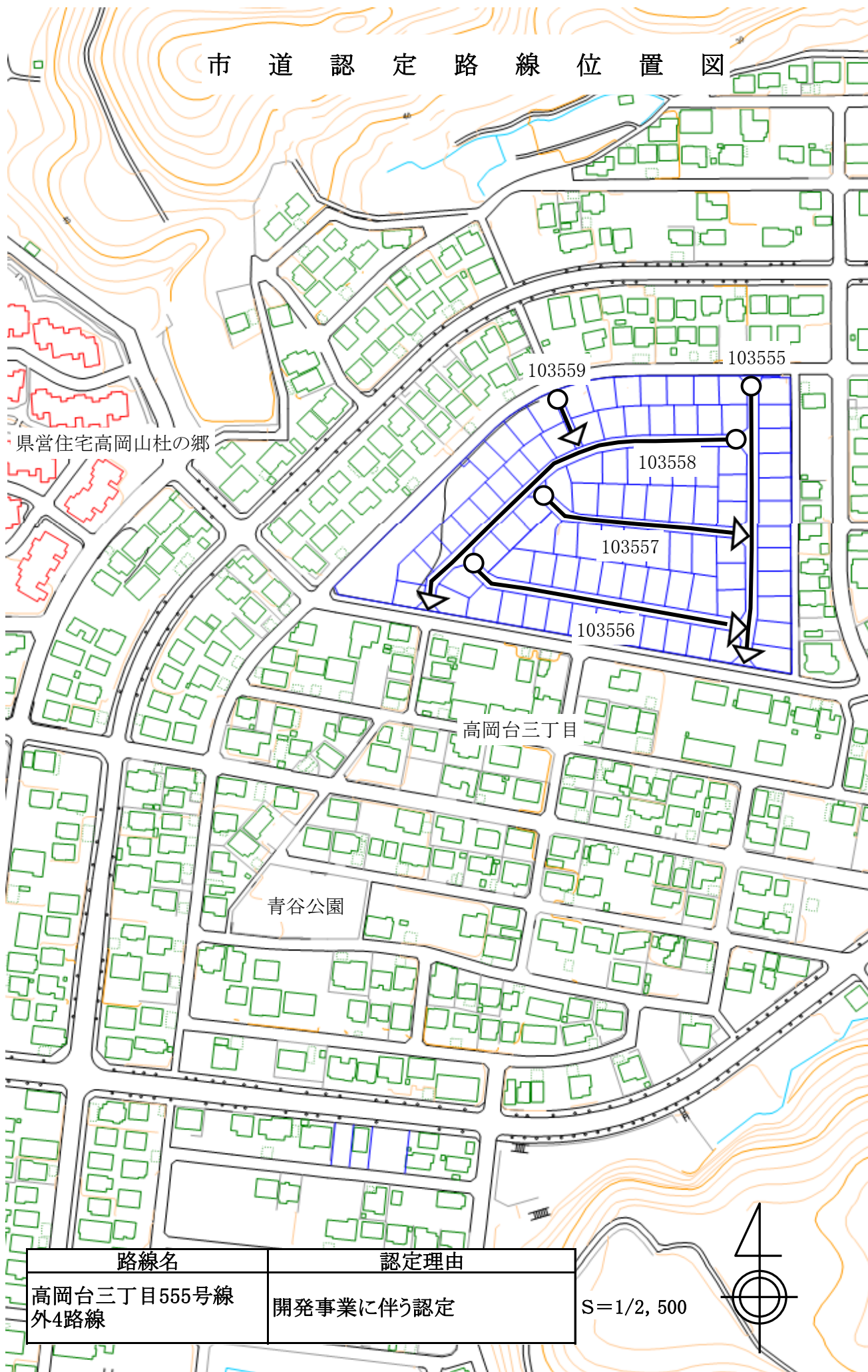


市道認定路線位置図



路線名	認定理由
十宮四丁目428号線 外2路線	開発事業に伴う認定

市道認定路線位置図



路線名	認定理由
高岡台三丁目555号線 外4路線	開発事業に伴う認定

S=1/2, 500

市道認定路線位置図

近鉄 名古屋線

153493

東礪山四丁目

鼓ヶ浦小学校

路線名	認定理由
東礪山四丁目493号線	開発事業に伴う認定

S=1/2, 500



市道認定路線位置図

県道 四日市関線



路線名	認定理由
大久保173号線 外3路線	鈴鹿PAスマートIC周辺土地区画 整理事業に伴う再認定

S=1/5, 000

市道廃止路線位置図

